



地域福祉計画を策定しています

市では地域における人と人とのつながりを基本とし、地域の助け合いによる福祉（地域福祉）の実現のための基本となる「つくばみらい市地域福祉計画」を策定しています。

また、地域福祉を推進するために、より地域の実情に応じた活用ができる計画とするため、市社会福祉協議会が策定する「つくばみらい市地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

地域福祉とは

私たちの住むまちには、子どもから高齢者、障がい者など、さまざまな人が住んでいます。地域とのつながりが弱くなり、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭の孤立や一人暮らし高齢者など、生活課題を抱えている人が増えています。

課題を解決するために

すべての市民が安心して生活が送れるよう、市民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。

そのためには、自分でできることは自分で行う「自助」、近

隣や地域、住民同士で支えあい、助け合う「共助」、行政がその

地域懇談会を開催します

地域福祉は、「地域で助け合う」、「支え合う」視点に立った「地域全体での福祉」を進めることであり、本計画を策定する上で、地域住民の皆さんも行政・社協と共に主体的に活動していただくことが重要となります。

そこで、地域住民の皆さんが自分の地域をよくするためのアイデア、意見などを話し合っていたり、機会を設け、その意見を本計画に反映していくために、下のとおり地域懇談会を開催します。

皆さんのご参加をお待ちしています。

期日	時間	対象地区	会場
6月23日(土)	午前10時～正午	小絹	谷和原公民館 (古川1025)
	午後2時～4時	谷原・十和・福岡	
6月30日(土)	午前10時～正午	小張・三島・谷井田・豊	伊奈庁舎
	午後2時～4時	板橋・東	きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館 (神生530)
7月7日(土)	午前10時～正午	みらい平	カスミ富士見ヶ丘店2F イトインコーナー (富士見ヶ丘1-1)

問 伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58 - 2111 (内線4108)



仕組みづくりや支援を行う「公助」の仕組みづくりが大切です。

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol.15～

相談しよう、そうしよう。

障がいをお持ちの方、また、障がいをお持ちの方のご家族の方は、日頃からいろいろな悩みや不安を抱えているのではないのでしょうか。でも、「相談したいことはあるけれど、どこに相談したらいいかわからない」「市役所にはなんとなく相談しにくい」という方も、少なからずいるのではないかと思います。

市では、障がいをお持ちの方からの相談に応じ、必要な助言や情報の提供などの支援をするための「障害者相談事業」を行っており、「つくばライフサポートセンターみどりの」にこの事業を委託しています。身体・知的・精神どの障がいをお持ちの方でも、そのご家族の方もご

利用になれます。福祉サービスの利用の仕方や、日常生活で不安なことなど、福祉全般の相談に対して、相談支援専門員などが応じます。詳しくはお問い合わせください。

問 つくばライフサポートセンターみどりの

☎ 029 - 836 - 7200 / FAX 029 - 836 - 7204

また、障がいをお持ちの方の相談支援の一環として、市から委嘱された民間の協力者である「障がい者相談員」の方もいらっしゃいます。身体障がい者相談員は同じ障がい者の立場から、知的障がい者相談員は知的障がい者の関係者として、さまざまな相談に応じます。ご希望の方は紹介いたしますので、市役所までご連絡ください。

もちろん、社会福祉課の窓口でも相談事はお受けしていますよ！

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線4101)